

# 三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業

## 入札説明書

令和8年7月8日

三 木 市

## 目次

### 用語の定義

第1章 入札説明書の位置付け	1
第2章 事務局	1
第3章 事業の概要	2
第1節 事業名称	2
第2節 対象となる公共施設等の種類	2
第3節 公共施設等の管理者	2
第4節 事業予定地	2
第5節 事業の目的	2
第6節 事業手法	3
第7節 契約の形態	3
第8節 事業期間	3
第9節 関係法令等の遵守	3
第10節 事業期間終了後の措置	3
第11節 民間事業者が行う業務範囲	4
第12節 市が行う業務範囲	5
第4章 応募者の審査及び選定	6
第1節 審査及び選定の手順	6
第2節 選定スケジュール	6
第3節 委員会の設置	7
第5章 募集要項	8
第1節 募集要項の構成	8
第2節 募集要項（第一部）の公表等	8
第3節 募集要項（第一部）に対する質疑・回答	8
第4節 募集要項（第二部）の配付	9
第5節 募集要項（第二部）に対する質疑・回答	9
第6章 参考資料の閲覧及び現場確認	10
第1節 参考資料の閲覧	10
第2節 現場確認	11
第7章 応募者の入札参加資格	12
第1節 入札参加資格等	12
第2節 参加資格の喪失	14
第8章 資格審査	15
第1節 資格審査申請書類の提出	15
第2節 参加資格確認申請書	15
第3節 参加資格確認申請書の提出方法	16
第4節 参加資格要件の確認方法	16
第5節 資格審査結果の通知	16
第6節 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	16
第9章 競争的対話	17

第 10 章 提案書類	18
第 1 節 提案書類の構成	18
第 2 節 提案書類の提出方法	18
第 3 節 提案書類の提出	18
第 4 節 応募の辞退	19
第 5 節 応募の無効	19
第 6 節 応募に当たっての留意事項	19
第 7 節 提案書類の修正等の禁止	19
第 11 章 入札及び開札の方法等	20
第 1 節 入札及び開札の日時等	20
第 2 節 入札方法等	20
第 3 節 入札内訳書の提出	20
第 4 節 予定価格	20
第 5 節 低入札価格調査	21
第 6 節 失格基準価格	21
第 7 節 入札の無効又は失格	21
第 8 節 入札参加者が 1 者であった場合の取り扱い	21
第 12 章 本審査	22
第 1 節 基礎審査	22
第 2 節 非価格要素審査	22
第 3 節 総合評価値の算出	22
第 4 節 落札者の決定及び公表	22
第 5 節 本審査の審査結果理由の説明請求	23
第 13 章 落札者決定後の手続	24
第 1 節 基本協定の締結	24
第 2 節 契約内容の協議	24
第 3 節 契約の締結	24
第 14 章 契約保証金	24
第 15 章 その他	25
第 1 節 費用負担	25
第 2 節 使用言語等	25
第 3 節 提案書類の取り扱い・著作権	25
第 4 節 債務負担行為	25
第 5 節 その他	25

添付資料 1：契約形態

添付資料 2：提案余剰電力量達成時のインセンティブ及び未達時の減額措置の考え方

添付資料 3：対価の支払い方法

## 用語の定義

本入札説明書で用いる用語を次のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	本事業	三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
2	本施設	本事業で整備するメタン発酵施設、焼却施設及びリサイクル施設をいう。
3	可燃ごみ処理施設	メタン発酵施設と焼却施設で構成されるハイブリッド方式を採用した施設をいう。
4	メタン発酵施設	可燃ごみを機械選別し、メタン発酵に適したごみをメタン発酵する施設をいう。
5	焼却施設	可燃ごみの選別残渣、メタン発酵後の脱水残渣及びし尿処理施設で排出される脱水汚泥（し渣を含む）等並びに災害廃棄物の処理を行う施設をいう。
6	リサイクル施設	市において排出されるペットボトルの処理、あらごみ、紙パック、小型家電、古紙、蛍光灯・乾電池の保管を行う施設をいう。 あらごみ及び小型家電の選別等は工場棟、ペットボトルの処理、紙パック、古紙、蛍光灯・乾電池の保管はヤード棟で行う。
7	ヤード棟	リサイクル施設のうち、市が行うペットボトルの処理、紙パック、古紙、蛍光灯・乾電池の保管を行う施設をいう。先行整備する場合は、部分引き渡しを行い、市が運営を行う。また、竣工後も市が運営を行う。
8	洗車棟	ごみ収集車及び焼却残渣搬出車両等の洗車を行う施設をいう。先行整備する場合は、部分引き渡しを行い、市が運営を行う。また、竣工後は民間事業者が運営を行う。
9	車庫棟	市が所有するごみ収集車等の駐車を行う施設をいう。先行整備する場合は、部分引き渡しを行い、市が運営を行う。また、竣工後も市が運営を行う。
10	プラスチック類ストックヤード	最終処分場敷地内にあるプラスチック類の保管を行う施設をいう。
11	浸出水処理施設	第二期埋立処分場の整備時に設置された最終処分場敷地内にある浸出水処理施設をいう。
12	直搬埋立ごみ持ち込みエリア	最終処分場敷地内にある市民が持ち込んだ埋立ごみの受入を行うエリアをいう。
13	作業員休憩所	プラスチック類ストックヤード付近にある現場作業員が休憩するための施設をいう。
14	低区受水槽	本施設の敷地外にある上水を高区受水槽に送水するための施設をいう。
15	要求水準書	本事業の入札において市が公表した本事業に関する募集要項のうち、要求水準書及びこれに関する質問回答をいう。
16	技術提案書等	技術提案書、非価格要素提案書及び事業計画書をいう。
17	民間事業者	本事業を委ねる事業者として選定された企業又は企業グループをいう。
18	運営事業者	本施設の運営業務を行う事業者をいう。
19	建設工事請負事業者	単独又は共同企業体により本施設等の設計・施工業務を行う事業者をいう。
20	共同企業体	本施設等の設計・施工を目的として結成された特定建設工事共同企業体をいう。
21	応募者	本事業に応募する企業又は企業グループをいう。
22	構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
23	施設整備費	市が建設工事請負事業者へ支払う設計・施工業務の対価をいう。

No.	用語	定義
24	運営費	市が運営事業者へ支払う運営業務の対価をいう。
25	資格審査通過者	資格審査を通過した応募者をいう。
26	最終審査対象者	提案書類を提出した資格審査通過者のうち、基礎審査を通過した者をいう。
27	正式契約日	仮契約が締結された契約につき、議会の議決が得られた日をいう。

## 第1章 入札説明書の位置付け

三木市（以下、「市」という。）は、本事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律 117 号）（PFI 法）の規定に準じて実施するため、令和 8 年 2 月 20 日に三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業実施方針を公表した。

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のために総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）に適用されるものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、「入札説明書」、「要求水準書」、「落札者決定基準」、「様式集」、「モニタリング基準」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」及びこれらに関する質問回答により、民間事業者は本事業を実施しなければならない。

民間事業者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

## 第2章 事務局

本事業に関する事務局は、次のとおりとする。

項目	問い合わせ先	書類の提出先
担当	市民生活部環境政策課	総務部財政課
住所	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号	同左
電話番号	0794-82-2000（代表）	同左
メールアドレス	kankyoseisaku@city.miki.lg.jp	zaisei@city.miki.lg.jp

### 第3章 事業の概要

#### 第1節 事業名称

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業

#### 第2節 対象となる公共施設等の種類

対象となる公共施設等の種類は、次のとおりである。

施設の種類	一般廃棄物処理施設（焼却施設・メタン発酵施設・リサイクル施設）
可燃ごみ処理施設	1) 処理対象物 : 可燃ごみ、脱水汚泥（し渣を含む）、災害廃棄物 2) 計画処理量 : 16,956t/年（災害廃棄物を除く） 3) 処理方式 : ハイブリッド方式（メタン発酵＋焼却）
リサイクル施設	1) 処理対象物 ・処理を行うもの : ペットボトル ・保管を行うもの : あらごみ、紙パック、小型家電、古紙、蛍光灯・乾電池 2) 計画処理量 ・あらごみ : 2,341t/年 ・ペットボトル : 71t/年 ・紙パック : 5t/年 ・古紙 : 116t/年 ・蛍光灯 : 3t/年 ・乾電池 : 9t/年 3) 処理方式 : 選別・圧縮・梱包
関連施設	計量棟、高区受水槽、車庫棟、洗車棟、既設管理棟 等

#### 第3節 公共施設等の管理者

三木市長 仲田 一彦

#### 第4節 事業予定地

兵庫県三木市加佐地内（三木市清掃センター隣接地）

#### 第5節 事業の目的

本事業は、市において排出される可燃ごみ等及び災害廃棄物の焼却処理を行う可燃ごみ処理施設、ペットボトルの処理及びあらごみ等の保管を行うリサイクル施設の設計・施工・運営を行うものである。本施設は、令和14年4月に供用が開始され、20年間にわたって運営が行われることを予定している。

DBO方式により本施設を整備し、同施設の完成後、20年間にわたって運営することで、本施設の有効かつ効率的な整備と長期間にわたる良好な運営を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

## 第6節 事業手法

本事業は DBO 方式で実施する。本施設の整備については、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用する。

民間事業者は、単独又は共同企業体を設立し、本施設の設計・施工（以下、「設計・施工業務」という。）を行う。

また、民間事業者は、20 年間にわたって本施設の運転・維持管理・点検・補修等の業務（以下、「運営業務」という。）を行う。なお、運営業務の実施に当たり、特別目的会社は設立しない。

## 第7節 契約の形態

- (1) 市と民間事業者は、添付資料 1 に示す形態の契約を締結する。
- (2) 市は、本事業について民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定及び基本契約（以下、「基本契約等」という。）を民間事業者と締結する。
- (3) 市は、基本契約等に基づき、建設工事請負事業者と、本事業に係る建設工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）を締結する。
- (4) 市は、基本契約等に基づき、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約（以下、「運営業務委託契約」という。）を締結する。
- (5) 基本契約、工事請負契約及び運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、以下、「特定事業契約」という。

## 第8節 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- (1) 本施設の設計・施工期間 : 特定事業契約締結から令和 14 年 3 月 31 日
- (2) 本施設の運営期間 : 令和 14 年 4 月 1 日～令和 34 年 3 月 31 日

## 第9節 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守するものとする。

## 第10節 事業期間終了後の措置

市は、本施設を 30 年以上使用する予定であることから、民間事業者は 30 年間のライフサイクルコストの低減化を考慮して設計・施工業務及び運営業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、市に引き継ぐものとする。

本施設の事業期間終了時の措置について、事業期間終了の 5 年前から行う予定である事業期間終了後の本施設の運営方法に関する検討に協力すること。

## 第11節 民間事業者が行う業務範囲

民間事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。各項目の詳細は、要求水準書のとおりとする。  
なお、民間事業者は、事業期間を通じ、市が行う行政手続等に対して協力することとする。

### (1) 設計・施工業務

- 1) 事前調査（追加で測量、地質調査等を行う場合）
- 2) 敷地造成工事
- 3) プラント工事
- 4) 土木・建築工事
- 5) 既存施設の解体撤去工事（資源物貯留ヤード棟、車庫棟、洗車棟）
- 6) 既設管理棟の改修工事
- 8) ユーティリティの確保
- 9) 試運転等
- 10) 許認可申請の手続
- 11) 循環型社会形成推進交付金の申請支援
- 12) その他必要な工事

### (2) 運営業務

- 1) 受入管理業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 維持管理業務
- 4) 環境管理業務
- 5) 情報管理業務
- 6) 関連業務
- 7) 事業終了時の取り扱いについての協議

## 第12節 市が行う業務範囲

市が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

### (1) 用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

### (2) 処理対象物の搬入

市は、広く市民・排出事業者等に対してごみの分別搬入ルール等に関する啓発及び指導等を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

### (3) 余剰電力の有効利用

市は、焼却施設での発電量から場内での使用電力量を除いた余剰電力を、電気事業者に売電する。ただし、売電量が民間事業者の提案値を超えた場合には、収入の一部を民間事業者にインセンティブとして還元する。提案余剰電力量達成時のインセンティブ及び未達時の減額措置の考え方は、添付資料 2 のとおりである。

なお、民間事業者は、市が行う売電手続に際して必要に応じて支援を行うものとする。

### (4) 本事業のモニタリング

市は、設計・施工業務及び運營業務について、継続的に事業の実施状況の監視を行う。

モニタリング基準は、募集要項（第二部）に示す。

### (5) 住民への対応

市は、運營業業者の協力のもと、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を行う。

### (6) 見学者への対応

本施設の見学者への対応は市が行う。運營業業者は、市が説明を行う際、施設の稼働状況及び環境保全状況等の説明に協力するものとする。

### (7) 施設整備費及び運営費の支払い

市は、三木市財務規則に基づき、施設整備費を原則、出来高に応じて年度ごとに建設工事請負事業者へ、運営費を運営期間にわたって毎月、運營業業者に支払う。

運営費のうち、固定費については原則として均等払いとする。

なお、物価変動による対価の改定の考え方は、添付資料 3 のとおりである。

### (8) その他

市は、本事業に係る交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

## 第4章 応募者の審査及び選定

民間事業者の選定は、応募者が入札説明書等に規定する本事業に参加するに足る資格を有しており、かつ、応募者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であること等について、段階的に実施する。

### 第1節 審査及び選定の手順

審査及び選定は段階的に実施する。応募者の審査に関しては、本章第2節に示す三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市長が落札者を決定する。

審査の詳細は、「落札者決定基準」に示す。

### 第2節 選定スケジュール

民間事業者の選定に関するスケジュールは、次のとおりである。なお、審査の進捗状況等によりスケジュールが変更となる場合がある。

内容	日程
入札公告（募集要項（第一部）の公表）	令和8年7月8日（水）
参考資料の閲覧の申込書類の提出期限	令和8年7月15日（水）
現場確認の申込書類の提出期限	令和8年7月15日（水）
募集要項（第一部）に関する質問の提出期限	令和8年7月22日（水）
募集要項（第一部）に関する質疑回答	令和8年8月5日（水）
資格審査申請書類の受付締切	令和8年8月17日（月）
資格審査結果の通知	令和8年8月25日（火）
募集要項（第二部）の配付	令和8年8月25日（火）
募集要項（第二部）に関する質問の提出期限	令和8年9月8日（火）
募集要項（第二部）に関する質疑回答	令和8年9月25日（金）
競争的対話の実施	令和8年9月下旬～10月上旬
提案書類・入札書の提出期限	令和8年10月30日（金）
提案内容の明瞭化	令和8年11月
基礎審査	令和8年12月上旬
非価格要素審査の実施	令和8年12月下旬
開札	令和8年12月下旬
総合評価値の算出	令和8年12月下旬
落札者の決定	令和8年12月下旬
基本協定の締結	落札者の決定後速やかに
特定事業契約の締結	令和9年3月下旬

### 第3節 委員会の設置

市は、落札者を公正かつ公平に選定するため、委員会を設置する。委員は、次のとおりである。

委員 中山 恵介 (国立大学法人神戸大学大学院工学研究科 教授)

委員 荒井 喜久雄 (元 全国都市清掃会議 技術指導部長)

委員 合田 仁 (三木市副市長)

委員 赤松 宏朗 (三木市総合政策部長)

委員 小紫 一磨 (三木市都市整備部長)

委員 降松 俊基 (三木市市民生活部長)

なお、応募者及びこの関係者が落札者決定前までに委員会の委員に対し、当該落札者選定に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は、失格とする。

## 第5章 募集要項

### 第1節 募集要項の構成

募集要項は、次の書類により構成される。これらの書類は提案書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

#### 1.1 募集要項（第一部）

- (1) 入札説明書
- (2) 要求水準書
- (3) 要求水準書 添付資料
- (4) 落札者決定基準
- (5) 様式集Ⅰ（様式第1号、第3号～第11号）

#### 1.2 募集要項（第二部）

- (1) 基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、  
運営業務委託契約書（案）
- (2) モニタリング基準（案）
- (3) 様式集Ⅱ（様式第2号、第12号～第25号）

### 第2節 募集要項（第一部）の公表等

募集要項（第一部）は、次のとおり公表等を行う。

- (1) 公表日等：令和8年7月8日（水）
- (2) 方法：1.1項の(1),(2),(4),(5)は市ホームページで公表する。(3)は、応募者に配付する。配付を希望する応募者は、「第2章 事務局」に示した環境政策課の電話番号に電話し、配付時間を予約すること。受け取りの際は、所属する企業の社員証等の身分を証するもの（名刺は不可）を持参すること。

### 第3節 募集要項（第一部）に対する質疑・回答

募集要項（第一部）に対する質疑・回答を次のとおり実施する。

なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

#### 3.1 提出期限

令和8年7月22日（水）午後5時00分まで

#### 3.2 提出方法

「募集要項（第一部）に関する質問書」（様式第1号）に記入の上、「第2章 事務局」に示した財政課のメールアドレスに送信すること。その際、メールの件名は「応募者名称：三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業の募集要項（第一部）に関する質問」とし、「第2章 事務局」に示した財政課の電話番号に受理確認の連絡を行うこと。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

### **3.3 回答方法**

令和8年8月5日（水）に市ホームページに公表する。

### **第4節 募集要項（第二部）の配付**

募集要項（第二部）は、資格審査通過者に対しメールにて配布する。

### **第5節 募集要項（第二部）に対する質疑・回答**

募集要項（第二部）に対する質疑・回答は、資格審査通過者を対象として実施する。

#### **5.1 提出期限**

令和8年9月8日（火）午後5時00分まで

#### **5.2 提出方法**

「募集要項（第二部）に関する質問書」（様式第2号）に記入の上、「第2章 事務局」に示した財政課のメールアドレスに送信すること。その際、電子メールの件名は「応募者名称：三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業の募集要項（第二部）に関する質問」とし、「第2章 事務局」に示した財政課の電話番号に受理確認の連絡を行うこと。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

#### **5.3 回答方法**

令和8年9月25日（金）までに、資格審査通過者に送付する。

## 第6章 参考資料の閲覧及び現場確認

### 第1節 参考資料の閲覧

参考資料の閲覧を希望する応募者は、「参考資料の閲覧申込書」（様式第3号）を提出の上、参考資料を閲覧することができる。

(1) 閲覧に供する参考資料

- ・既存施設に関する図書
- ・測量調査結果
- ・地質調査結果 等

(2) 申込書類（様式第3号）の提出期限

令和8年7月15日（水）午後5時00分まで

(3) 申込書類の提出方法及び提出先

「参考資料の閲覧申込書」（様式第3号）を「第2章 事務局」に示した財政課のメールアドレスに送信すること。その際、メールの件名は「応募者名称：三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業に関する参考資料の閲覧希望」とし、「第2章 事務局」に示した財政課の電話番号に受理確認の連絡を行うこと。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

(4) 閲覧場所

三木市市民生活部環境政策課

(5) 閲覧日時

令和8年7月8日（水）から7月21日（火）の午前8時30分から午後5時00分まで（市の休日を除く。）

(6) 留意事項

参考資料の閲覧に際しては、所属する企業の社員証等の身分を証するもの（名刺は不可）を持参すること。参考資料の閲覧に参加する人数は10名を上限とする。また、閲覧回数は1回までとする。

なお、参考資料の閲覧時には、本事業に関する質問は受け付けない。

## 第2節 現場確認

現場確認を希望する応募者は、「現場確認申込書」（様式第4号）を提出の上、現場確認することができる。

### (1) 申込書類（様式第4号）の提出期限

令和8年7月15日（水）午後5時00分まで

### (2) 申込書類の提出方法及び提出先

「現場確認申込書」（様式第4号）及び「現場確認に係る誓約書」（様式第5号）を「第2章 事務局」に示した財政課のメールアドレスに送信すること。その際、メールの件名は「応募者名称：三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業に関する現場確認希望」とし、「第2章 事務局」に示した財政課の電話番号に受理確認の連絡を行うこと。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

### (3) 現場確認日時

令和8年7月8日（水）から7月21日（火）の午前8時30分から午後5時00分まで（市の休日を除く。）

### (4) 留意事項

現場確認に際しては、所属する企業の社員証等の身分を証するもの（名刺は不可）を持参すること。現場確認に参加する人数は10名を上限とする。また、現場確認の回数は1回までとする。

なお、現場確認時には、本事業に関する質問は受け付けない。

## 第7章 応募者の入札参加資格

### 第1節 入札参加資格等

応募者は、資格審査申請書の受付締切日において、次の資格要件を全て満たすこと。また、市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

#### 1.1 応募者の構成

- (1) 応募者は、プラント設備の設計・施工を行う企業（メタン発酵施設、焼却施設、リサイクル施設）、土木・建築物の設計・施工を行う企業、運転及び維持管理を行う企業（メタン発酵施設、焼却施設、リサイクル施設）から構成されるものとする。
- (2) 焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う企業が応募手続を行うこと。
- (3) 土木・建築物等の設計・施工については、焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う企業が統括的責任を負うものとする。
- (4) 同一企業が複数の業務を兼ねて実施することは可能とする。
- (5) 構成企業のうち、1者以上は、次に掲げる条件を全て有する者であること。
  - ① 三木市建設工事競争入札参加資格（令和8・9年度）を有する者で、対象工事の種類が建築一式工事又は土木一式工事の認定を受けており、その等級がA等級又はB等級であること。
  - ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に基づく建築一式工事又は土木一式工事の特定建設業の許可を受けた本店を三木市内に有する者であること。
- (6) 応募者は、応募に際して、構成企業のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- (7) 構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りでない。
- (8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

#### 1.2 応募者の参加資格要件

##### (1) 共通の参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- 2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3) この公告の日から落札決定の日までにおいて、三木市の指名停止期間中でないこと。
- 4) 本事業に係る発注支援業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しないものであること。
  - ① 本事業に係る発注支援業務の受託者である復建調査設計株式会社及び同協力企業（株式会社日本総合研究所及び森・濱田松本法律事務所）
  - ② 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
  - ③ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

- 5) 本施設の設計・施工を担当する企業が共同企業体の場合の代表者は、共同企業体を構成する企業のうち中心的役割を担う者とする。

**(2) 焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う企業に関する参加資格要件**

応募者のうち、焼却施設のプラント設備の設計・施工を担当する企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1) 建設業法第 3 条第 1 項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有し、かつ、三木市建設工事競争入札参加資格者名簿（令和 8・9 年度）に登録されていること。
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の建設工事に関して、地方自治体（一部事務組合を含む）から元請人として次の①と②の納入実績を同一施設で有すること（いずれも平成 14 年 12 月以降に竣工した施設の実績であること。）。
  - ①施設規模が 60t/日以上焼却施設
  - ②ボイラ・タービン式発電設備を備えた全連続式焼却施設
- 3) 本施設工事にし、次に掲げる要件を全て満たす者を監理技術者として専任で配置できること（建設業法第 7 条第 2 項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。）。
  - ①清掃施設工事について建設業法に規定する技術者
  - ②直接かつ連続して 3 か月以上の雇用関係を有する者
- 4) 監理技術者について、清掃施設工事に係る監理技術者資格証を有する者であること。なお、資格証の交付（更新を含む。）を受けた者は、過去に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。

**(3) メタン発酵施設のプラント設備の設計・施工を行う企業に関する参加資格要件**

応募者のうち、メタン発酵施設のプラント設備の設計・施工を担当する企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1) 建設業法第 3 条第 1 項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有し、かつ、三木市建設工事競争入札参加資格者名簿（令和 8・9 年度）に登録されていること。
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の建設工事に関して、本事業で提案する方式と同じ方式のメタン発酵施設の納入実績を有すること。

**(4) 土木・建築物等の設計・施工を行う企業に関する参加資格要件**

本施設の建築物の設計・施工を行う企業のうち、少なくとも 1 社が以下の要件をすべて満たすこと。

- 1) 建設業法第 3 条第 1 項に規定する建築工事に係る特定建設業の許可を有し、かつ、三木市建設工事競争入札参加資格者名簿（令和 8・9 年度）に登録されていること。
- 2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

#### **(5) 焼却施設の運転及び維持管理を行う企業に関する参加資格要件**

焼却施設の運転及び維持管理を行う企業のうち、少なくとも 1 者が以下の要件をすべて満たすこと。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設に関して、全連続式焼却炉及び廃棄物発電設備（ボイラ・タービン方式）を備えた焼却施設の運転管理実績を有すること。

#### **第2節 参加資格の喪失**

応募者が、落札者決定の日までの間に「第 7 章 第 1 節 1.2 応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、市は、当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外し又は落札者決定を取り消すものとする。この場合、第 7 章 第 1 節 1.1 (7) は適用しない。ただし、提案書類の受付締切日までは、焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う以外の企業については、当該企業の脱退又は変更が契約締結後の本事業の運営に支障をきたさないと市が認める場合に限り、これを脱退させ又は新たな企業に変更することができる。

また、落札者決定の日後、特定事業契約の正式契約日までの間に、応募者が「第 7 章 第 1 節 1.2 応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、市は、第 13 章 第 3 節 3.2 に基づき当該契約の仮契約等を解除等することができるものとする。

## 第8章 資格審査

応募者は、次にしたがって資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

### 第1節 資格審査申請書類の提出

応募者の代表企業は、応募者が、「第7章 応募者の入札参加資格」に掲げる要件を満足することを証明するため、参加資格確認申請書を事務局（財政課）に提出しなければならない。

### 第2節 参加資格確認申請書

参加資格確認申請書は次のとおりとする。

- (1) 資格審査申請書（様式第6号）
- (2) 応募者の構成〔役割分担〕（様式第7号）
- (3) 委任状〔代表して応募手続きを行う企業への委任状〕（様式第8号）
- (4) 建設工事請負事業者が、各々担当する部分に関する監理技術者として専任で配置する予定の技術者の資格経歴等（様式第9号）
- (5) 建設工事請負事業者の実績（様式第10号）
- (6) 本施設の運転及び維持管理を行う企業の実績（様式第11号）
- (7) 応募者全ての組織体制（部門等）が確認できる書類（任意様式）
- (8) 建設業法第3条第1項の清掃施設工事及び建築工事に係る特定建設業の許可を証明する書類  
<各様式に添付して提出を求める書類>
  - ・応募者全ての財務的信用力を証明する書類（格付、財務諸表（3期分）等）  
（様式第7号に添付）
  - ・監理技術者について、当該資格等を証する書類及び監理技術者講習修了証の写し（様式第9号に添付）
  - ・専任で配置する監理技術者について、直接かつ連続して3か月以上の雇用関係を証明する書類（様式第9号に添付）
  - ・監理技術者として業務を行った施設が自社施設の場合、当該施設の設置許可等実績を証明する書類（必要に応じて様式第9号に添付）
  - ・様式第9号に記載する業務を受託していることを証明する書類及び施設の概要が分かる書類（様式第9号に添付）
  - ・建設工事請負事業者の実績について、施設等の概要を判断できる資料及び納入実績を有していることを証明する書類（様式第10号に添付）
  - ・建設工事請負事業者の実績について、受注形態が共同企業体の場合は、共同企業体構成と役割分担が分かる資料（必要に応じて様式第10号に添付）
  - ・本施設の運転及び維持管理を行う企業の実績について、施設等の概要を判断できる資料及び運転実績を有していることを証明する書類（様式第11号に添付）

### 第3節 参加資格確認申請書の提出方法

参加資格確認申請書は、持参により、令和8年8月17日（月）午後5時00分までに事務局（財政課）へ提出すること。持参以外による提出は受け付けない。

なお、提出部数は、正本1部、副本（正本のコピー）1部とし、ファイリングする等、整理した上で提出すること。

### 第4節 参加資格要件の確認方法

応募者の参加資格要件の確認は、提出された参加資格確認申請書に対する書類審査により行う。「第7章 応募者の入札参加資格」に掲げる要件を満たすことが確認された応募者のみ、本審査に参加できるものとする。

### 第5節 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、令和8年8月25日（火）に書面により応募手続きを行う企業へ通知する。

### 第6節 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（市の休日を含まない。）に、市に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。なお、当該書面は郵送又は持参により提出するものとし、郵送の場合は期間の最終日の午後5時必着、持参の場合は期間中の午前8時30分から午後5時00分まで（市の休日を除く。）とする。
- (2) 市は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 第9章 競争的対話

競争的対話は、公平性、透明性に配慮して行うものであり、本工事の内容についての認識や考え方の違いを、対面方式により対話を行うことで、市と資格審査通過者との間で共通認識として持つことを目的とする。

### (1) 競争的対話の申込方法

資格審査通過者は、市と個別に競争的対話を行う。資格審査通過者は、「競争的対話への参加申込書」（様式第 12 号）及び「競争的対話における確認事項」（様式第 13 号）を「第 2 章 事務局」に示した財政課のメールアドレスに送信すること。その際、メールの件名は「応募者名称：三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業に関する競争的対話」とし、「第 2 章 事務局」に示した財政課の電話番号に受理確認の連絡を行うこと。

市は、資格審査通過者に対して対話要領を送付する。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

### (2) 「競争的対話への参加申込書」（様式第 12 号）及び「競争的対話における確認事項」（様式第 13 号）の提出期限

令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 5 時 00 分まで

### (3) 競争的対話の実施方法

「競争的対話における確認事項」（様式第 13 号）に基づき、市と資格審査通過者の対話を行う。競争的対話の実施日時及び場所は、資格審査通過者にそれぞれ事務局から電子メールにより連絡を行う。

競争的対話では、要求水準書等の内容についての確認を中心とし、資格審査通過者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。

競争的対話の議事録は、資格審査通過者固有のノウハウに基づく内容を含むことが想定されることから、公表は行わない。

### (4) 追加質疑

資格審査通過者は競争的対話の結果を踏まえ、対話内容に関する追加質疑がある場合には、「対話に関する質疑書」（様式第 14 号）に追加質疑の内容を簡潔に記載し、「第 2 章 事務局」の財政課のメールアドレスに送信すること。また、電子メール送信後、「第 2 章 事務局」に示した財政課の電話番号に受理確認の連絡を行うこと。

なお、提出期限は別途通知する。

### (5) 追加質疑に対する回答

事務局は、対話を踏まえた追加質疑に対する回答を資格審査通過者それぞれに送信する。

ただし、競争的対話の質疑について、資格審査通過者全員に周知しておくべき内容と事務局が判断した場合は、市ホームページに公表する。

## 第10章 提案書類

資格審査通過者は提案書類を提出する。

### 第1節 提案書類の構成

- (1) 施設設計図書（様式第 15 号）
- (2) 要求水準適合状況表（様式第 16 号）
- (3) 技術提案書（様式第 17 号）
- (4) 提案概要（様式第 18 号）
- (5) 事業計画書（様式第 19 号）
- (6) 処理対象物の量・性状による運営費改定に係る提案書（様式第 20 号）
- (7) 業務分担届出書（様式第 21 号）
- (8) 契約構造（様式第 22 号）

### 第2節 提案書類の提出方法

提案書類各 14 部（正本 1 部、副本 13 部）と電子媒体（正本 1 枚、副本 2 枚）を、「第 10 章 第 3 節 提案書類の提出」にしたがって持参により提出すること。市は、提案書類の提出に対して受領書を交付する。

- (1) 正本：添付書類を含め、応募者名がわかるもの。押印要。
- (2) 副本：添付書類を含め、正本から応募者名及び応募者名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても応募者名が分かるような表現は行わないこと。押印不要。
- (3) 電子媒体へのデータの格納の条件は次のとおりとする。
  - 1) フォーマット：Windows 形式
  - 2) 使用アプリケーション：様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft 社製の Word、Excel とし、PDF 形式のデータも格納すること。その他図面等は PDF 形式。
  - 3) ウィルスチェック：ウィルスチェックを行ってから提出すること。
    - ア) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
    - イ) 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトには常に最新のデータに更新したものを利用する。
    - ウ) 電子媒体の表面又は別紙電子媒体納品書に、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。

### 第3節 提案書類の提出

提案書類の提出は持参して行うこととし、郵送、ファックス又は電子メール等による提出は受け付けない。代理人が持参する場合は、「委任状 [提出書類の提出]」（様式第 23 号）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和 8 年 10 月 30 日（金）
- (2) 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
- (3) 提出場所：事務局（財政課）

#### 第4節 応募の辞退

資格審査通過者は、提案書類提出時まで随時応募を辞退することができる。辞退する場合は、「応募辞退届」（様式第 24 号）を直接事務局（財政課）へ持参すること。

#### 第5節 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。応募を無効とした場合は、当該提案書類は返却しないものとする。

- (1) 参加資格がない者による応募
- (2) 参加資格確認審査申請書その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの
- (3) 提案書類の記載事項が不明なもの又は提案書類に記名若しくは押印のないもの
- (4) 提案書類が不足しているもの
- (5) 応募者又はその代理人が同一事項の総合評価一般競争入札に対し 2 以上の意思表示をしたもの
- (6) 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をしたものに係る応募
- (7) 指定の様式以外で応募をしたもの
- (8) 談合その他応募に当たり不正な行為があったとき
- (9) 「第 10 章 第 3 節 提案書類の提出」に示した方法によらないで提出されたもの（期限までに到達しなかった場合を含む。）
- (10) その他応募に関する条件に違反したとき

#### 第6節 応募に当たっての留意事項

入札に当たっては、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に応募手続を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は、当該応募者を応募手続に参加させず、又は応募手続の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

ただし、本事業は都市計画決定を前提としたものであり、都市計画決定されなかった場合は、応募手続を延期又は中止することがある。

#### 第7節 提案書類の修正等の禁止

提案書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。

ただし、審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化のための問い合わせや追加資料の提出を求めることがある。

## 第11章 入札及び開札の方法等

市は、次の手順により入札及び開札を行う。

### 第1節 入札及び開札の日時等

(1) 入札書及び入札内訳書の提出期限

令和8年10月30日（金）までの午前8時30分から午後5時00分まで

(2) 入札及び開札の場所

三木市役所

(3) 開札の方法

開札は、委員会における非価格要素審査終了後に、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。また、開札には、委員会の委員が立ち会う。

(4) 開札日

令和8年12月下旬

### 第2節 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。入札価格は、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く金額を記載すること。

(2) 入札書に記載する金額は施設整備費と運営費の入札価格の合計とすること。

### 第3節 入札内訳書の提出

(1) 入札に際し、当該入札書に記載される入札価格に対応した施設整備費と運営費の入札内訳書を提出すること。

(2) 入札内訳書の様式は、「入札内訳書」（様式第25号）に準拠すること。

(3) その他

1) 入札内訳書の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

2) 提出された入札内訳書は、返却しない。

### 第4節 予定価格

本事業の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）は次のとおりである。

入札価格は予定価格を超えないものとする。また、入札内訳書における施設整備費、運営費についても、括弧内に示す費目ごとの金額を超えないものとする。

なお、入札価格が予定価格を超過した場合や入札内訳書における施設整備費・運営費の費目ごとの金額を超過した場合は失格とする。

・予定価格 : 40,311,700,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

・入札書比較価格 : 36,647,000,000 円（予定価格の110分の100の額）

（施設整備費 : 19,975,000,000 円）

（運営費 : 16,672,000,000 円）

## 第5節 低入札価格調査

総合評価値の最も高い者の入札価格が著しく低価格であった場合は、当該入札者を調査の対象者として、兵庫県土木部低入札価格調査制度取扱要領に基づき、施設整備費について、その内訳書及び必要に応じその積算の基となる資料の提出を求め、調査を行う。

調査の結果、要求水準書、契約書（案）、提案書類等に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、評価値の最も高い提案を行った入札参加者を落札者とせず、次順位の入札参加者を落札者とする。なお、次順位の入札参加者も著しく低価格であった場合は、同様の調査を行う。

施設整備費の調査基準価格

$$= \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$$

## 第6節 失格基準価格

失格基準価格（契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ設定した落札価格の最低限度額をいう。）は、設けない。

## 第7節 入札の無効又は失格

次の入札は無効又は失格とする。

- (1) 入札に参加するものに必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (3) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき。
- (5) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- (6) 低入札価格調査により、契約の適切な履行が確保されると認められないとき。
- (7) その他入札に関する条件に違反したとき。

## 第8節 入札参加者が1者であった場合の取り扱い

入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い審査及び評価を行う。

## 第12章 本審査

市は、次の手順を経て本審査を実施し、落札者を決定する。

### 第1節 基礎審査

市は、次について基礎審査を行う。基礎審査では、提案書類が要求水準書等に規定された性能要件を満足するものであること等の審査を行う。

#### (1) 提案書類についての審査

1) 必要な書類がそろっていること。

#### (2) 提案と要求水準の適合性等の確認

1) 提案書の内容が要求水準書を満たしていること。

2) 様式集に従った形式で作成されていること。

3) 提案書の内容について、書類間で整合がとれていること。

### 第2節 非価格要素審査

最終審査対象者の技術提案について、「落札者決定基準」に基づき評価する。なお、評価に当たっては、最終審査対象者へのヒアリングを実施する。

### 第3節 総合評価値の算出

技術評価及び入札価格に基づき、「落札者決定基準」に定める算式により評価値を算出し、入札価格が予定価格の範囲内であり、最終審査対象者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者の入札価格が著しく低価格であった場合は、当該入札者を調査の対象者として低入札価格調査を実施し、契約の適切な履行が確保されると認められるときに、当該調査対象者を落札者とする。

なお、総合評価値の最も高い者が2者以上あるときは、価格審査点が高いものを落札者とし、価格審査点も同点の場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。ただし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、代理人を定めてくじを引かせることができるものとする。

### 第4節 落札者の決定及び公表

市は、事業者選定委員会の報告を受け、内部の事務手続きを経て落札者を決定し、その結果を市ホームページにより公表する。

なお、民間事業者の提案書類の記載内容に虚偽が認められた場合には、当該民間事業者を落札者として認めない。

## **第5節 本審査の審査結果理由の説明請求**

最終審査対象者は、本審査の審査結果の理由について、次のとおり市に説明を求めることができる。

### **5.1 説明請求の期日等**

本審査の審査結果の理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に事務局（財政課）へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。

なお、当該書面は郵送又は持参により提出するものとし、郵送の場合は期間の最終日の午後5時必着、持参の場合は期間中の午前8時30分から午後5時00分まで（市の休日を除く。）とする。

### **5.2 説明請求に対する回答**

上記説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に書面により行う。

## 第13章 落札者決定後の手続

落札者決定後の手続は、次のとおりとする。

### 第1節 基本協定の締結

市と落札者は、特定事業契約の締結及び本事業の実施に向けて必要な事項を定めた基本協定を締結する。

### 第2節 契約内容の協議

市と落札者は、基本協定を締結後、基本契約、工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。契約内容の協議は、契約書（案）に関する詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

### 第3節 契約の締結

市と落札者は契約内容の協議が整った場合において、次のとおり、各契約を締結する。

#### 3.1 基本契約

市と落札者の構成企業及び運営事業者は、本事業の実施（本施設の設計・施工及び本施設の運営）に関する包括的な契約として、基本契約を締結する。

#### 3.2 工事請負契約

市と建設工事請負事業者は、本施設の設計・施工業務に関する工事請負契約の仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

ただし、応募者が、工事請負契約の正式契約日までの間に「第7章 第1節 1.2 応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、市は当該仮契約を解除することができるものとし、その場合、市がかかる解除を代表企業に通知した日をもって、当該時点までに締結された基本協定書及び特定事業契約は終了するものとする。また、市はかかる契約解除等に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

#### 3.3 運營業務委託契約

市と運営事業者は、本施設の運營業務委託契約を締結する。

## 第14章 契約保証金

建設工事請負事業者、運営事業者は、各々の契約に定める金額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に市に差し入れること。

## 第15章 その他

### 第1節 費用負担

契約締結に至る全ての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

### 第2節 使用言語等

本事業に関する全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。

また、応募に関する書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

### 第3節 提案書類の取り扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案書類については、本審査の目的以外には使用しない。

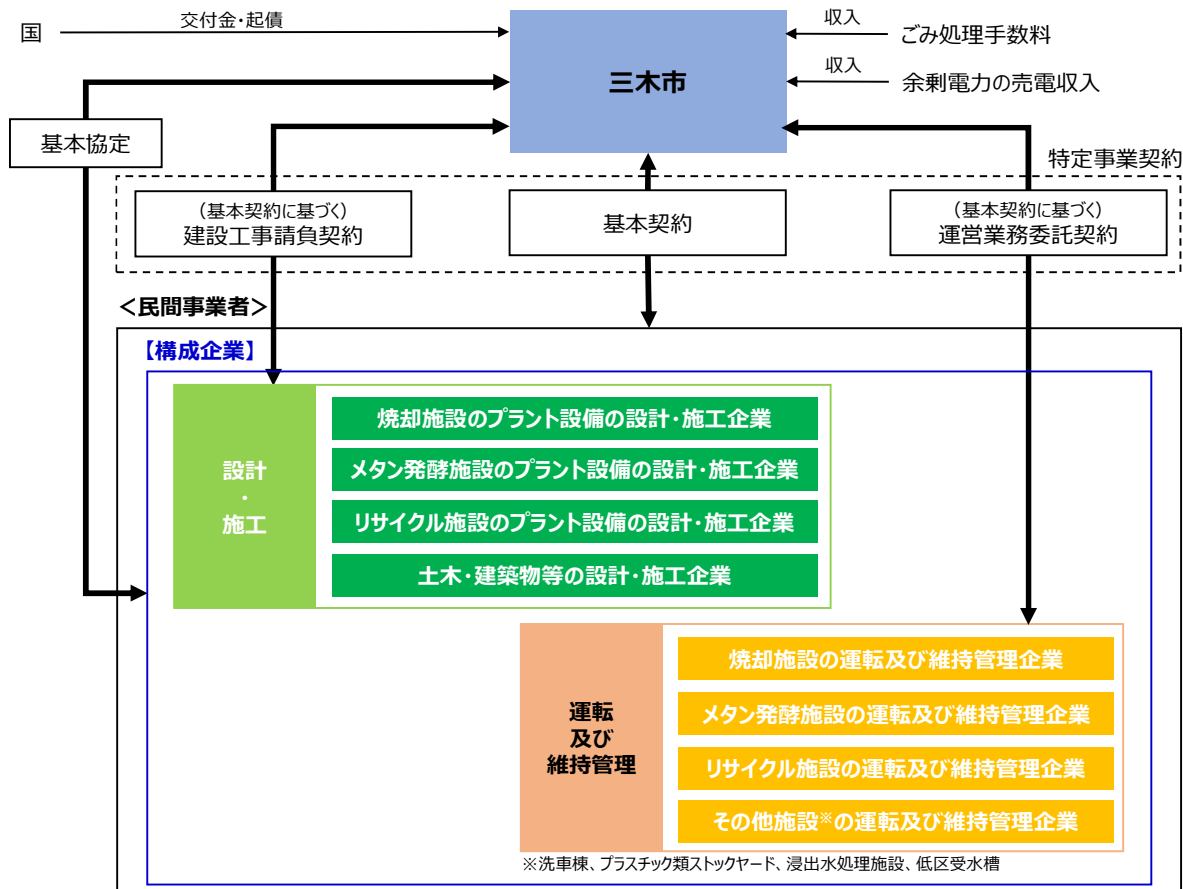
なお、提案書類は返却しない。

### 第4節 債務負担行為

本事業に関する予算措置として、令和8年3月三木市議会で債務負担行為を定めている。

### 第5節 その他

特定事業契約の締結に当たっては、入札価格に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。



**【応募者の組成】**

本事業への参画を希望する企業は、入札公告を受け、企業グループを結成し、入札に参加する。

**【基本協定】**

落札者決定後、市と落札者の構成企業は、速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

**【基本契約】**

市は、事業者が本事業の設計・施工業務と運営業務を一括で実施するため、本事業に係る基本契約を構成企業と締結する。

**【建設工事請負契約】**

市は、基本契約に基づき、建設工事請負事業者（単独又は共同企業体）と建設工事請負契約を締結する。

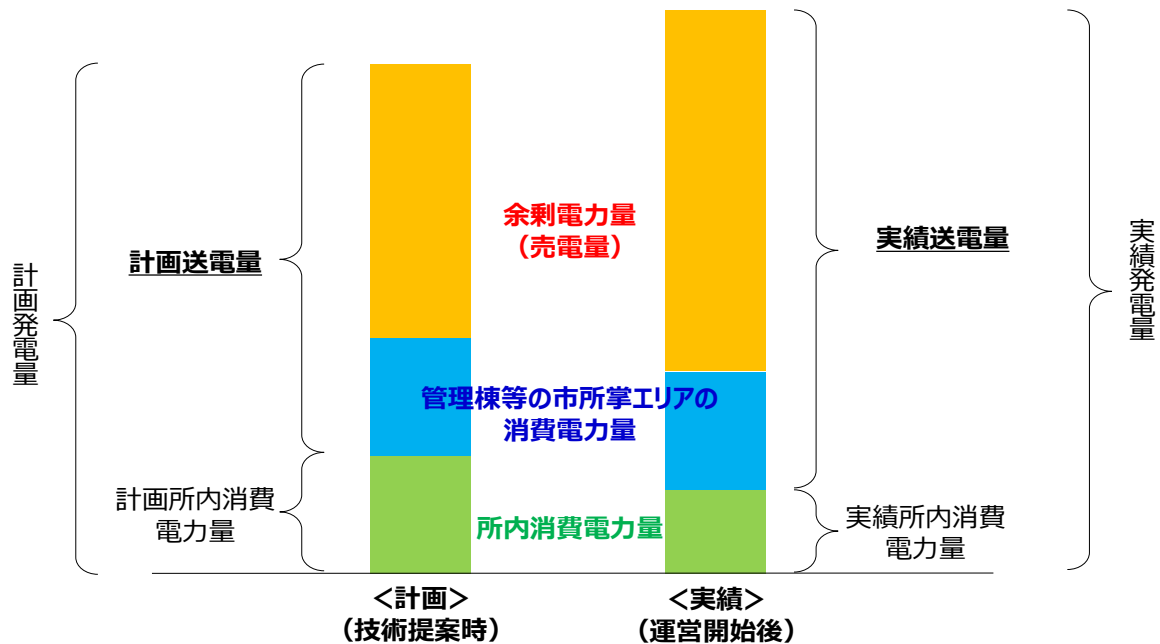
**【運営業務委託契約】**

市は、基本契約に基づき、運営事業者と運営業務委託契約を締結する。

### 1. 余剰電力量等の定義

発電量、消費電力量、余剰電力量及び送電量の定義は、以下のとおりである。

発電量	・本施設で発電される電力量をいう。 ・計画発電量は、民間事業者が提案する。
消費電力量	・本施設及び既設管理棟等の市所掌エリアで消費される電力量をいう。
余剰電力量	・「発電量－消費電力量」で算出される電力量をいう。 ・余剰電力量は、計画発電量及び所内消費電力量を踏まえて民間事業者が提案する。
送電量	・「発電量－所内消費電力量」で算出される電力量をいう。



### 2. 提案余剰電力量達成時のインセンティブ

民間事業者でコントロールできない市所掌エリアの消費電力量の影響を除外するため、下式で算出される金額を民間事業者のインセンティブとして付与する。

売電単価は、焼却施設とメタン発酵施設のそれぞれについて設定する。

$$\text{インセンティブの対象となる金額} = (\text{実績送電量} - \text{計画送電量}) \times \text{売電単価} \times 50\%$$

なお、余剰電力の有効利用方法は、民間事業者の提案を踏まえて決定する予定のため、上記の算出式における売電単価は、余剰電力の有効利用方法に応じたものを採用する。また、ごみ質・ごみ量による変動を考慮した精算方法も含め、詳細については、運営開始までに協議により決定する。

### 3. 提案余剰電力量未達時の減額措置

提案余剰電力量未達時は、「実績送電量」－「計画送電量」で算出される金額を運営費から減額する。

売電単価の取り扱いは、上記の 2.と同様とする。

$$\text{運営費の減額対象となる金額} = (\text{実績送電量} - \text{計画送電量}) \times \text{売電単価}$$

## 1.対価の構成

本事業における対価の構成は、以下のとおりである。

対価の構成		概要
設計・施工業務に係る対価		本施設の設計・施工業務に関する対価
運営業務に係る対価	可燃ごみ処理施設	本施設のうち、可燃ごみ処理施設の運営業務に関する対価
	リサイクル施設	本施設のうち、リサイクル施設の運営業務に関する対価
	洗車棟、プラスチック類ストックヤード、浸出水処理施設、低区受水槽	本施設のうち、洗車棟、最終処分場敷地内にあるプラスチック類ストックヤード及び浸出水処理施設、本施設の敷地外にある低区受水槽の運営業務に関する対価
	既設管理棟、車庫棟、直搬埋立ごみ持ち込みエリア、作業員休憩所	市が運営を行う既設管理棟、車庫棟、直搬埋立ごみ持ち込みエリア、作業員休憩所のうち、電力・上水・下水・燃料・通信の調達に関する対価

## 2.対価の算定方法

### 2.1 設計・施工業務

設計・施工業務の対価の支払い方法は、建設工事請負契約書による。

### 2.2 運営業務

運営業務の対価は、固定費と変動費に区分し、毎月、運営費として運営事業者に支払う。

対価の区分		費用項目	指標
設計・施工業務に係る対価		・設計・施工業務に係る対価	・年度計画に対する出来高から算定
運営業務に係る対価	固定費 A (可燃ごみ処理施設)	・人件費 ・電力基本料金、アンシラリー料金 ・上水基本料金、下水基本料金 ・燃料基本料金、立上げ下げ時に使用する燃料費 ・油脂類 ・防臭剤・防虫剤 ・脱臭用活性炭 ・補修費 ・その他経費（事務所経費、重機・場内車両費、測定・分析費、保険料、清掃・剪定・除草等）	・事業者の提案額÷支払回数 (12回/年×20年間) ※補修費は、原則として平準化 ※各支払い時期の運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てる
	固定費 B (リサイクル施設)	・人件費 ・燃料費（重機・場内車両） ・油脂類 ・補修費 ・その他経費（事務所経費、重機・場内車両費、測定・分析費、保険料等）	・事業者の提案額÷支払回数 (12回/年×20年間) ※補修費は、原則として平準化 ※各支払い時期の運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てる ※ヤード棟の電力料金、上水道料金、下水道料金は実費精算とする
	固定費 C (洗車棟、プラスチック類ストックヤード、浸出水処理施設、低区受水槽)	・人件費 ・電力料金 ・上水道料金 ・下水道料金（浸出水処理施設を除く） ・通信費 ・その他経費	・事業者の提案額÷支払回数 (12回/年×20年間) ※各支払い時期の運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てる ※電力料金、上水道料金、下水道料金、通信費は実費精算とする

対価の区分		費用項目	指標
	固定費 D (既設管理棟、車庫棟、直搬埋立ごみ持ち込みエリア、作業員休憩所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力料金</li> <li>・上水道料金</li> <li>・下水道料金</li> <li>・燃料費</li> <li>・通信費</li> </ul>	〃
	変動費 A (可燃ごみ処理施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力従量料金、再エネ賦課金</li> <li>・上水従量料金、下水従量料金</li> <li>・燃料費 (立上げ下げ時以外で使用するもの)</li> <li>・薬品費</li> <li>・その他経費 (ごみ処理量に応じて増減する費用で、市の承諾を受けた費用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の提案単価 [円/t]</li> <li>× 毎月の処理量 [t/月]</li> <li>※ 処理量は、計量機で計量した搬入量とし、単位は小数点以下第 2 位までとする (10kg 単位)</li> <li>※ 各支払い時期の運営業務に係る対価は、1 円未満を切り捨てる</li> </ul>
	変動費 B (リサイクル施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力従量料金、再エネ賦課金</li> <li>・上水従量料金</li> <li>・その他経費 (ごみ処理量に応じて増減する費用で、市の承諾を受けた費用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の提案単価 [円/t]</li> <li>× 毎月の処理量 [t/月]</li> <li>※ 処理量は、計量機で計量した搬入量とし、単位は小数点以下第 2 位までとする (10kg 単位)</li> <li>※ 各支払い時期の運営業務に係る対価は、1 円未満を切り捨てる</li> <li>※ ヤード棟の電力料金、上水道料金、下水道料金は実費精算とする</li> </ul>

### 3.物価変動等による対価の改定

#### 3.1 設計・施工業務

設計・施工業務の対価の改定方法は、建設工事請負契約書による。

#### 3.2 運営業務

##### (1) 基本的な考え方

運営業務の対価は、物価変動及び処理対象物の量・性状に基づき、年 1 回の改定を行うことができるものとする。

物価変動については、固定費及び変動費単価の変化率を算出し、変化率が±1.5%を超える場合に改定する（費用項目毎での改定は行わない）。また、処理対象物の量・性状による影響については、民間事業者が提案する「処理対象物の量・性状による運営費単価改定に係る提案」をもとに、運営開始までに協議により決定する。

## (2) 物価変動に基づく改定方法

運營業務の対価は、物価変動に基づき、下式に従って変化率により改定を行う。

なお、費用項目に対応する指標の変化率に小数点以下第4位未満に端数が生じたときは、小数点以下第4位未満を切り捨てとする。

$$Y = X \times (\text{変化率})$$

Y : 改定後の運営費 (固定費 A~C、変動費 A~B)

X : 改定前の運営費 (固定費 A~C、変動費 A~B)

変化率 : 改定時の運営費 (固定費、変動費) ÷ 前回改定時の運営費 (固定費、変動費)

$$= \Sigma (\text{当該年度の各費用項目額} \times \text{各費用項目の物価変動率})$$

$$\div \text{前回改定時の運営費 (固定費、変動費)}$$

$$= \Sigma (\text{当該年度の各費用項目額} \times (\text{改定時の指標値}^{\ast 1} \div \text{前回改定時の指標値}^{\ast 2}))$$

$$\div \text{前回改定時の運営費 (固定費、変動費)}$$

※1 当該年度の8月末時点で公表されている指標値 (直近12ヶ月の平均値)

※2 第1回改定時は、入札書の提出日に公表されている指標値 (直近12ヶ月の平均値)

なお、物価変動の指標は、原則として下表のとおりとするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性・合理性について協議し見直すことができることを運營業務委託契約書に定める。

費用項目		指標
固定費 A	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計 (事業所規模 30人以上) /現金給与総額指数/兵庫県平均」(厚生労働省)
	・電力基本料金、アンシラリー料金 ・上水基本料金、下水基本料金 ・燃料基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、委託者と受託者が協議し、変更等を決定
	・立上げ下げ時に使用する燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」(日本銀行調査統計局)
	・油脂類	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/有機化学工業製品」(日本銀行調査統計局)
	・防臭剤・防虫剤 ・脱臭用活性炭	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」(日本銀行調査統計局)
	・補修費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」(日本銀行調査統計局)
	・その他経費 (事務所経費、重機・場内車両費、測定・分析費、保険料、清掃・剪定・除草等)	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」(日本銀行調査統計局)
固定費 B	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計 (事業所規模 30人以上) /現金給与総額指数/兵庫県平均」(厚生労働省)
	・燃料費 (重機・場内車両)	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」(日本銀行調査統計局)
	・油脂類	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/有機化学工業製品」(日本銀行調査統計局)
	・補修費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」(日本銀行調査統計局)
・その他経費 (事務所経費、重機・場内車両費、測定・分析費、保険料等)	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」(日本銀行調査統計局)	

費用項目		指標
固定費 C	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模 30 人以上）/現金給与総額指数/兵庫県平均」（厚生労働省）
	・その他経費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」（日本銀行調査統計局）
変動費 A	・電力従量料金	「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/電力/該当する種類」（日本銀行調査統計局）
	・上水従量料金、下水従量料金	「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/電力/該当する種類」（日本銀行調査統計局）
	・燃料費（立上げ下げ時以外で使用するもの）	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」（日本銀行調査統計局）
	・薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	・その他経費（ごみ処理量に応じて増減する費用で、市の承諾を受けた費用）	協議による
変動費 B	・電力従量料金	「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/電力/該当する種類」（日本銀行調査統計局）
	・上水従量料金	「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/電力/該当する種類」（日本銀行調査統計局）
	・その他経費（ごみ処理量に応じて増減する費用で、市の承諾を受けた費用）	協議による

### （3）ごみ量変動・ごみ質変化に基づく改定方法

処理対象物の量の変動及びごみ質の変化による影響については、民間事業者が提案する「処理対象物の量・性状による運営費改定に係る提案書」をもとに協議し、運営開始までに改定方法を決定する。